

平成 22 年 2 月 26 日 裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第 1 再審査請求の趣旨

再審査請求人 (以下「請求人」という。) の再審査請求の趣旨は、後記第 2 の 5 記載の原処分を取り消し、請求人に対し、後記第 2 の 2 記載の本件不支給分を支給することを求める、ということである。

第 2 再審査請求の経過

- 1 標記の被保険者であった者である A (以下「亡 A」という。) は、受給権発生年月を昭和〇年〇月として、国民年金法等の一部を改正する法律 (昭和 60 年法律第 34 号) による改正前の厚生年金保険法 (以下「旧法」という。) による障害年金の受給権を取得し、その支給を受けていたが、平成〇年〇月〇日に死亡した (以下、旧法による障害年金を、単に「障害年金」、亡 A に係る上記の障害年金を「本件障害年金」、それに係る亡 A の受給権を「本件受給権」という。)
- 2 亡 A に係る社会保険関係記録である「厚年裁定原簿 (失権・厚年)」及び「支払記録照会」によって認められる事実によれば、本件障害年金の支給については、次のような経緯があった。すなわち、旧法第 98 条第 3 項には、「受給権者は、厚生省令の定めるところにより、社会保険庁長官に対し、厚生省令の定める事項を届け出、かつ、厚生省令の定める書類その他の物件を提出しなければならない。」、同項にいう厚生省令であ

る旧法施行規則（以下「旧施行規則」という。）第51条第1項には、「障害年金の受給権者は、毎年、指定日までに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を、社会保険庁長官に提出しなければならない。」、同条第2項には、「前項の届書には、指定日前1月以内に作成された次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。」とそれぞれ規定され、同項第2号には、「社会保険庁長官が指定する以外の者にあつては、その障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書」が掲げられ、旧法第78条には、「受給権者が、正当な理由がなく、第98条第3項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、保険給付の支払を一時差し止めることができる。」と規定されていたところ（以下、上記の旧施行規則第51条第1項の規定する届書及び同条第2項第2号の規定する診断書を、併せて「現状診断書等」という。）、本件障害年金の支給については、これらの規定に基づき、平成〇年に提出されるべき現状診断書等の提出がないとして同年〇月分からその支払が一時差し止められ、翌年以降も提出がないとして、引き続きその支払が一時差し止められた状態となっていたが（以下、この差止めを「本件差止め」といい、それに係る期間を「本件差止期間」という。）、平成〇年〇月〇日に現状診断書等が提出されたとして（以下、この現状診断書等を「平成〇年現状診断書」といい、これが提出された平成〇年〇月〇日を「平成〇年現状診断書提出時」という。）、同年〇月〇日に、平成〇年〇月から平成〇年〇月までの間に係る分が支払われ（以下、この支払を「平成〇年〇月支払」という。）、その後の分も、亡Aが死亡する前月の平成〇年〇月分までのものが支払われてきていた。したがって、本件障害年金で亡A死亡時までに支給されなかったのは、死亡月である平成〇年〇月に係る分と、本件差止期間中のうちの平成〇年〇月から平成〇年〇月までの間に係る分ということになるところ、上記のように、平成〇年〇月支払によって、

本件差止期間中のうちの平成〇年〇月から平成〇年〇月までの間に係る分が支給されたにもかかわらず、平成〇年〇月から平成〇年〇月までの間に係る分が支給されなかったのは、平成〇年現状診断書提出時においては、それに係る亡Aの支払を受ける権利が既に時効によって消滅しているとの理由によったものと解される（以下、本件障害年金のうち、この理由により支給されなかった平成〇年〇月から平成〇年〇月までの間に係る分を「本件不支給分」といい、それに係る亡Aの支払を受ける権利を「本件支払請求権」という。）。

- 3 請求人は、亡Aの姉で、同人の死亡の当時、同人と生計を同じくしていたものであるとして、社会保険庁長官に対し、平成〇年〇月〇日（受付）、本件障害年金について、亡Aに支給すべき保険給付でまだ同人に支給しなかったものがあるとして、その未支給の保険給付の支給を請求した（以下、この請求を「本件支給請求」という。）。
- 4 本件支給請求について、社会保険庁長官は、請求人に対し、平成〇年〇月〇日付で、亡Aに係る未支給の保険給付は平成〇年〇月分の〇万〇〇〇〇円であるとして、これを支給する旨の処分をした（以下、この処分を「本件処分」といい、それに係る上記の〇万〇〇〇〇円を「本件支給分」という。）。
- 5 本件処分は、上記4のように、亡Aに係る未支給の保険給付として本件支給分を請求人に支給するというものであるが、それは、本件支給請求に対する応答としてなされたものであり、同請求は、上記3のとおり、本件障害年金について、亡Aに支給すべき保険給付でまだ同人に支給しなかったものがあるとして、その未支給の保険給付の支給を請求したもので、本件支給分の支給のみを求めたわけではないことが明らかであるから、本件障害年金について、亡Aに支給すべき保険給付でまだ同人に支給しなかったものは本件支給分のみであるとすることによって、それ

以外に未支給のものはないとする旨をもその趣旨に含むものと解すべきことになる。そして、上記2に示した経緯と後記5記載の請求人の主張にかんがみると、この本件支給分以外の未支給のものとして本件で問題として取り上げなければならないのは、本件不支給分のみであることが明らかであるところ、本件処分が本件不支給分をもって未支給のものではないとしたのは、本件審理期日における保険者の意見をもしんしゃくすると、平成〇年〇月支払の場合と同様、本件不支給分に係る本件支払請求権が、平成〇年現状診断書提出時において既に時効により消滅していることを理由としたものと解される。そこで、以下においては、本件処分中の、この理由によって本件不支給分は未支給のものではないとした趣旨の部分を「原処分」ということとする。

6 請求人は、本件処分を受け、〇〇社会保険事務局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し再審査請求をした。

その趣旨・理由は、別紙1（審査請求書の別紙）、同2（再審査請求書）及び同3（「主張書面（再審査請求の理由の補足）」と題する書面）のとおりであり、原処分を再審査請求の対象の処分として挙げ、これを取り消して、請求人に本件不支給分を支給することを求める旨を趣旨として掲げた上、その理由として、「略」。

第3 問題点

再審査請求の対象とされている原処分の内容は第2の5記載のとおりであり、これを不服とする再審査請求の理由は同6記載のとおりであるから、本件の問題点は、原処分が適法で相当といえるか否か、すなわち、原処分が理由としている、本件不支給分に係る本件支払請求権が平成〇年現状診断書提出時において既に時効により消滅していることを是認することができるか否か、である。

第4 当審査会の判断

1 本件受給権は旧法第92条第1項の規定する「保険給付を受ける権利」であり（以下、これを「基本権」という。）、本件支払請求権は、この基本権に基づき支払期日ごとに支払うものとされる保険給付の支給を受ける権利であるが（以下、これを「支分権」という。）、旧法は、上記の第92条第1項で、「保険給付を受ける権利は、5年を経過したときは、時効によって、消滅する。」と、基本権について規定しているだけであるから、支分権については、会計法の規定が適用されることになるところ、同法第30条は、「金銭の給付を目的とする国の権利で、時効に関し他の法律に規定がないものは、5年間これを行わないときは、時効に因り消滅する。国に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。」、第31条第2項は、「金銭の給付を目的とする国の権利について、消滅時効の中断、停止その他の事項・・・に関し、適用すべき他の法律の規定がないときは、民法の規定を準用する。国に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。」と、それぞれ規定している（なお、平成19年法律第111号による改正後の現行の厚生年金保険法第92条第1項は、「保険給付を受ける権利（当該権利に基づき支払期日ごとに・・・支払うものとされる保険給付の支給を受ける権利を含む。第4項において同じ。）は、5年を経過したときは、時効によって、消滅する。」、同条第4項は、「保険給付を受ける権利については、会計法・・・第31条の規定を適用しない。」と、それぞれ規定し、上記法律第111号附則第4条は、上記の第92条第1項及び第4項の規定は、同法律の施行日である平成19年7月6日後において上記の厚生年金保険法による保険給付を受ける権利を取得した者について適用する旨を定めている。）。

2 そこで、本件についてこれをみると、次のとおりである。

(1) 当審査会に顕著な事実によれば、障害年金等の支分権としての年金

給付は、月を単位として、毎年偶数月にそれぞれの支払期月の前月までの2か月分ずつまとめて行われるのが通例であり、この支分権の消滅時効については、各支払期に係る月分について各支払期月の翌月の初日を起算日とする旨の取扱いが行われてきていることが認められるところ、これを前提とすると、本件支払請求権は、平成〇年〇月から平成〇年〇月までの間の本件不支給分に係るもので、そのうちの最も遅く支払期が到来する平成〇年〇月分の支払期月は同年〇月であり、その翌月の初日である同年〇月〇日がこの〇月分の消滅時効の起算日となるから、本件支払請求権の消滅時効の成否については、平成〇年〇月〇日を起算日として考えればよいことになる。なお、民法第166条第1項は、「消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。」と規定しており、本件支払請求権についてこれを適用すると、その権利を行使することができる時は、上記の平成〇年〇月〇日よりも前の時点にあると考えるべき余地もあり得るが、本件の場合、平成〇年〇月〇日を起算日としても、本件の帰趨に影響を及ぼすことはなく、請求人に不利益を与えることにもならないと思料されるので、本件支払請求権の消滅時効については、同日を起算日として扱うこととする。

- (2) 本件支払請求権に係る本件不支給分については、第2の2に記載したように、平成〇年に提出されるべき現状診断書等の提出がないとして同年〇月分からその支払が一時差し止められ、翌年以降も提出がないとして、引き続きその支払が一時差し止められた状態となっていたところ、第2の2に記載した経緯と本件手続の全趣旨によれば、平成〇年〇月〇日の平成〇年現状診断書提出時に平成〇年現状診断書が提出されるまでは、この本件差し止め状態の間に亡Aによる支払請求等の権利行使と目されるような行為は全くなかったことが明らかであるか

ら、他に特段の事情が存しない限り、本件支払請求権については、平成〇年〇月〇日を起算日として消滅時効が進行して、平成〇年現状診断書提出時においては既に5年を経過しており、時効によって消滅していたことになることは明らかである。

- (3) これに対し、請求人は、第2の5記載のように、亡Aは、生前、統合失調症により意思能力を全く欠いた状態にあつて、現状診断書等を提出することは不可能であつたとして、本件支払請求権については、本件差止期間中にその権利の行使がなかつたとしても、そもそも消滅時効は進行しなかつたというべきである旨主張する。

そこで、この主張を含め、(2)で判断した本件支払請求権が時効により消滅していたというべきであることを妨げる事情があつたか否かを検討すると、次のとおりである。

ア まず、「統合失調症により意思能力を全く欠いた状態にあつた」との点をみると、第2の1記載のように、亡Aは、受給権発生年月を昭和〇年〇月として本件障害年金の支給を受けていた者であるところ、同2記載の「厚年裁定原簿（失権・厚年）」、「支払記録照会」、及び、社会保険業務センター業務部業務管理課作成名義の「再審査請求事件に係る資料の提出について」と題する事務連絡の書面（平成〇年〇月〇日付）に添付された亡Aに係る6通の診断書（いずれも、a病院b科・B医師作成に係る平成〇年〇月〇日付のもので、それぞれ、平成〇年〇月〇日、平成〇年〇月〇日、平成〇年〇月〇日、平成〇年〇月〇日、平成〇年〇月〇日及び平成〇年〇月〇日を現症とするものであり、平成〇年現状診断書提出時に提出されたものと認められる。）によれば、少なくとも、本件差止期間中における亡Aの本件障害年金は、統合失調症による障害によるもので、その程度は旧法別表第1に定める2級14号（「精神に、労働することを

不能ならしめる程度の障害を残すもの」とされている。)に該当するとされていたこと、上記各診断書上、同人の教育歴は「高卒・〇〇大短大〇年中退」、職歴は「〇〇等」とされ、統合失調症による障害の状態については、上記の各現症日のいずれにおいても、「日常生活能力の判定」では、「適切な食事摂取」及び「身の清潔保持」は「自発的にできるが援助が必要」、「金銭管理と買物」、「通院と服薬」及び「他人との意志伝達及び対人関係」は「自発的にはできないが援助があればできる」、「身の安全保持及び危機対応」は「できない」、「日常生活能力の程度」は、「(1) 精神障害を認めるが、社会生活は普通にできる」から「(5) 精神障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、常時の介護が必要である」まで、(1)から(5)までに区分されているうち、(3)の「精神障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である」とされ、「現症時の日常生活活動能力及び運動能力」は、単に「労働不能」とされていること、以上の事実が認められる。

一般に、意思能力とは、自分の行為の性質を判断することができる精神的能力であって、その有無は、行為ごとに個別的に判断されなければならないが、子供でいえば、6、7歳くらいから意思能力が備わりだすとされているのであり、上記認定事実によってうかがわれる亡Aの精神障害の程度等を考えると、本件差止期間中、同人が意思能力を全く欠いていたとまで認めることができないことは明らかといわなければならないが、同期間中における同人の精神的能力を問題とするのであれば、意思能力の有無ではなく、行為能力の程度として取り上げるのが相当であるというべきところ、本件差止期間中における亡Aの行為能力の程度は、現行民法の定める行為能力制度に則していえば、「補助」に係る「精神上の障害により事理を弁識

する能力が不十分である者」(民法第15条第1項)として被補助人となり得る者に該当する程度であったと認めるのが相当である。

したがって、「統合失調症により意思能力を全く欠いた状態にあった」ことを理由とする主張は採用の限りでない。

イ 次に、本件差止期間中の亡Aが「補助」に係るいわゆる制限能力者であったというべきであることは上記のとおりであり、再審査請求代理人は、本件審理期日において、本件については、民法第158条第1項の規定が適用ないし準用されるべきである旨をも主張しているので、この点に触れておくと、この主張は、亡Aが意思能力を全く欠いていたことを前提とするものである限りにおいては、既に理由がないといわなければならないが、仮に、この前提が認められない場合をもその趣旨に含むものとしても、にわかにこれを採用することはできない。すなわち、民法第158条第1項の規定は、未成年者又は成年被後見人に係る規定であり、本件差止期間において亡Aが未成年者でも成年被後見人でもなかったことは明らかであるだけでなく、この「成年被後見人」というのは、「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」として、後見開始の審判を受けた者(民法第7条)であるところ、仮に、「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」については、手続上はこの審判を受けていない場合でも、上記第158条第1項を適用ないし準用すべきであると考えられる余地があるとしても、本件差止期間における亡Aの制限能力者としての程度は、上記の「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」とはいえず、「精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者」として被補助人となり得る者といえる程度であったのであり、民法は、被補助人についてはもとより、「精神上の障害により事理を弁識する能力

が著しく不十分である者」として保佐開始の審判を受けた被保佐人についてさえ、同条項と同趣旨の規定をおいていないことをも考えると、亡Aについて同条項を適用ないし準用すべき余地は存しないと解するのが相当である。

ウ そして、以上に検討したほかには、本件支払請求権が時効により消滅したと認定すべきことを妨げる事情を見いだすことはできない。

- (4) なお、本件差止めが「保険給付に関する処分」として審査請求・再審査請求の対象とすることのできるものであるとすれば、本件不支給分に係る本件支払請求権の存否は、本件差止めに対する不服申立手続によって争われるべき事柄であったことになり、原処分に対する不服申立手続においては、もはやこれを問題とすることができないと解されることになるが、本件差止めは「保険給付に関する処分」ではなく、単なる事実行為であって、亡Aは、その取消しを求めることなく、直ちに差止めに係る不支給分の支払を求める訴訟を提起することが妨げられていたわけではないから、本来、本件支払請求権の存否に係る消滅時効の成否は、この訴訟においてこそ争われるべきであったというべきである。したがって、亡Aが死亡した後は、本件支払請求権が相続の対象となるものであれば、これを相続した者において、それに係る本件不支給分の支払請求訴訟を提起し、その中で上記消滅時効の成否を争うべきことになるが、旧法（現行法でも同様である。）は、本件不支給分のような未支給の保険給付については、相続の対象とせず、特に一定の要件を備えた者の支給請求に係らせ、それに対する応答としての処分が行われるものとしているので、本件支払請求権の存否については、亡Aの生前と死亡後とで、これを争う法的手続が同一ではないことになり、本件再審査請求において、上記存否の認定・判断が必要と解されることになる。

3 以上のとおりであって、本件不支給分に係る本件支払請求権は平成〇年現状診断書提出時において既に時効により消滅していたというべきであり、原処分は関係法令に則った適法なもので、不当な点も存しないから、本件再審査請求は理由がない。よって、これを棄却することとし、主文のとおり裁決する。